



2020年6月18日

各 位

会社名 乾 汽 船 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 乾 康 之
(コード番号：9308 東証第一部)
問合せ先 コーポレートマネジメント部長 加藤 貴子
(TEL. 03-5548-8613)

当社株主による事前質問状への回答について

当社は、当社株主であるアルファレオホールディングス合同会社（以下「提案株主」といいます。）より、2020年6月12日付けで、当社取締役に対する「第100回定時株主総会への事前質問状」（別紙1）を、当社監査役に対する「第100回定時株主総会への事前質問状」（別紙2）をそれぞれ受領いたしました。提案株主からは、これらの質問状に対する当社の回答について当社ウェブサイト上に公開することを求められているところ、2020年6月19日開催予定の当社第100回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）では、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、議事進行を例年より時間を短縮して行う予定であることから、本総会に先立ってこれらの質問状に対する回答を公表することが適切であると判断いたしましたので、下記のとおり、当社の回答をお知らせいたします。

記

I 当社取締役に対する「第100回定時株主総会への事前質問状」（別紙1）への回答

当社取締役に対する質問を記載した「第100回定時株主総会への事前質問状」に対し、以下のとおり回答いたします。

1 質問事項①について

新型コロナウイルス感染拡大の影響も踏まえた外航海運事業の黒字化に向けた今後の具体的な計画は、現在検討中であり、その内容については、次期中期経営計画（2020年4月～2023年3月）において公表する予定です。次期中期経営計画につきましては、2020年3月6日付当社プレスリリース「次期中期経営計画の公表時期について」及び「第100回定時株主総会招集ご通知」の「対処すべき課題」に記載のとおり、前中期経営計画の計画期間の満了に伴い、当社は、次期中期経営計画（2020年4月～2023年3月）の策定・公表に向けて準備を進めておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大による世界情勢の混乱等が当社の事業活動及び経営成績に与える影響により、次期中期経営計画の前提条件に変動が生じる可能性があるため、公表を見合わせておりますが、今後の状況を踏まえつつ、早期かつ適切に公表できるよう努めてまいります。

2 質問事項②について

当社では、取締役報酬の具体的な金額について、取締役報酬の具体的な金額は、当社が任意で設置した「指名・報酬委員会」（その委員の過半数が独立社外取締役により構成されております。なお、2017年度までは取締役の指名等に係る諮問機能はなく、「報酬委員会」として運営しておりました。）にて審議・提案し、取締役会で決定することとしております。加えて、当社取締役の報酬は、取締役の役位、職責及び会社業績等を勘案した客観的な算定方式等が定められており、2015年度から2019年度までのいずれの時点においても、当社取締役の報酬の決定にあたっては、その審議・決定の過程に客観性が担保され、取締役の恣意性が最大限排除されているといえることから、その結論としての報酬額も適正なものであり、各年度の取締役の報酬額は適正な水準であると考えております。したがって、過去の取締役報酬の減額の考えはなく、また、今後も同様の方針に沿って取締役報酬を決定する予定です。

3 質問事項③について

個別の役員の報酬額等の詳細につきましては、今後の取締役候補者の選定に与える影響等を考慮し、また、法令上の開示義務もないため、回答を控えさせていただきます。

4 質問事項④について

当社が保有する株式に係る議決権につきましては、必要な手続を経た上で、対象企業の中長期的な企業価値の向上につながるか否か、当社及び当社グループ会社の中長期的な企業価値の向上につながるか否か等の判断基準を総合的に考慮して行使しており、対象企業の会社提案議案に無条件で賛成するものではありません。また、上記判断基準を満たさない場合や株主提案権が行使された場合等には、取締役会において慎重かつ適切に判断した上で、議決権を行使することとしております。なお、個別の議決権の行使結果及び行使方法につきましては、法令上の開示義務もないため、回答を控えさせていただきます。

5 質問事項⑤について

特定投資株式等の情報につきましては、有価証券報告書において適切に開示しております。なお、個別の企業名につきましては、法令上の開示義務もないため控えさせていただきます。

なお、当社は、当社グループと取引先との取引内容、取引の規模、取引の継続期間等を総合的に考慮して、政策保有株式の保有の適否を判断しており、有価証券の減損が発生したことのみを理由として売却することはございません。当社は、かかる総合的な考慮に基づき、当社の現在の政策保有株式は、当社の中長期的な企業価値の維持・向上に貢献していると判断しており、現時点で、政策保有株式の売却について決定している事項はございません。

6 質問事項⑥について

現時点では当社との取引関係がない企業も存在しますが、これらの企業は、事業上の機能補完を行う等の協力関係にある企業であり、その株式の保有は、かかる協力関係の維持・強化、ひいては当社の企業価値の維持・向上に資すると判断しております。なお、個別の検討状況につきましては、法令上の開示義務もないため、回答を控えさせていただきます。なお、2020年6月19日に提出予定の当社の有価証券報告書にお

いては、当社が保有する株式の保有目的について、従来よりも詳細に記載する予定ですので、追ってご確認ください。

II. 当社監査役に対する「第 100 回定時株主総会への事前質問状」（別紙 2）への回答

当社監査役は、アルファレオホールディングス合同会社から、2020 年 6 月 19 日（金）開催予定の当社定時株主総会に関して、2020 年 6 月 12 日付「第 100 回定時株主総会への事前質問状」（別紙 2）を受領いたしました。当該質問状を踏まえ、当社の各監査役は、取締役及び取締役会より独立した立場から、関連資料を確認の上、公正な調査を行い、その結果、各監査役の見解は一致いたしました。

当該質問状に対する当社監査役の回答は、下記のとおりです。

なお、当該質問状においてアルファレオホールディングス合同会社が取り上げている、2019 年 6 月 21 日開催の当社定時株主総会の決議を経て導入された「当社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）廃止の件（以下「本プラン廃止議案」といいます。）については、アルファレオホールディングス合同会社が招集した、2020 年 5 月 7 日開催の当社臨時株主総会において、多数の株主の反対により否決され、本プランは現在も継続しておりますので、念のため申し添えます。

1 質問事項 1 について

各監査役は、本プラン廃止議案を 2019 年 11 月 4 日開催の臨時株主総会（以下「2019 年臨時株主総会」といいます。）の付議議案としないことを決定した、2019 年 10 月 7 日開催の当社取締役会の開催時点において、ご指摘の事実を認識しておりました。

2 質問事項 2 について

①会社法上、取締役会設置会社の株主総会では、会社法及び定款所定の事項に限り決議できる旨が定められていること（会社法 295 条 2 項）、②会社法及び当社定款には、本プランの廃止が株主総会決議事項として定められていないこと、③買収防衛策の廃止に係る株主提案権の行使を認めない裁判例が存在していること等を踏まえ、法律専門家等の意見等を確認した結果、株主からの請求のみをもって本プラン廃止議案を付議して 2019 年臨時株主総会を招集することについては適法性に疑義があると言わざるを得ず、当社取締役会が本プラン廃止議案を 2019 年臨時株主総会の付議議案としないことを決定したことについて、当社監査役として異議はないという結論に至りました。

3 質問事項 3 について

株主からの請求を受けて株主総会を招集するか否かを判断し、決定するのは取締役会である以上、いずれの監査役もご指摘の提案は行っておりません。

以上

2020年6月12日

乾汽船株式会社 取締役各位

アルファレオホールディングス合同会社



第100回定時株主総会への事前質問状

2020年6月19日（金）に開催される、乾汽船株式会社（以下「当社」）第100回定時株主総会に先立ち、会社法第314条に基づく事前質問状を提出致します。この質問は、取締役選任の議案に関連しますので、株主総会の目的事項に関係します。また、当社取締役が説明（回答）をすることにより、株主の共同の利益が促進されることはあっても害されることはありませんし、当社その他の者の権利が侵害されることもありません。当社取締役が株主に対して説明（回答）をしないことに正当な理由はないと考えますので、具体的な内容を伴う回答を求めます。また、公平な情報開示の観点から株主総会にご出席されない株主の皆様も平等に確認できるよう、2020年6月17日（水）の午後5時までに当社ウェブサイト上にて回答を公開することを求めます。

記

当社は、2017年2月13日に2020年3月期の純利益を1,901百万円とする中期経営計画を発表した。2020年3月期実績は純利益80百万円であり中期経営計画は未達で終わった。その主たる要因は外航海運事業の営業損失2,601百万円である。

その外航海運事業において、2014年10月の経営統合後から2020年3月期までの累計営業損失は14,173百万円であり、経営統合後単年で一度も黒字化できておらず、6期連続赤字である。同業他社の海運事業と比較しても6期連続営業赤字の会社は当社のみである。また、アルファレオの試算では、経営統合時の負ののれん発生益9,778百万円、船舶等の減損損失13,960百万円等、外航海運事業に関連する営業外の特別利益・損失を考慮した統合後6期の累計外航海運事業損失額は17,747百万円にもなる。

このように外航海運事業に関して、経営統合後一度も黒字化させることが出来ずに多額の損失を発生させているにもかかわらず、当社は新規船舶投資等を含む外航海運事業関連投資を経営統合後から約214億円も実施している。この投資は経営統合後の累計事業損失17,747百万円から明らかであるように、全く投資リターンを生み出せておらず、資本効率が悪く企業価値を向上させるどころか低下させている。

さらに、経営統合後常勤取締役2名（乾康之、乾隆志）の報酬は6年間合計で5億6,300万円（1名あたり2億5,800万円）となっている。2019年3月期においては、常勤取締役報酬は前期比45%の増加に対し、従業員給与は前期比-1.4%であり、株主への期末配当は前期比-91%である。2019年3月期は従業員給与及び株主への配当は減少しているにもかかわらず、常勤取締役報酬は大幅な増加となっている。業績の低迷の責任は、従業員及び株主に負わせ、常勤取締

役報酬は大幅に増額とするなど、常勤取締役は公平で業績に見合った報酬となっておらず、業績低迷の経営責任をとっていない。

当社取締役は、政策保有株式について株主提案に対する反論の中で、政策保有株式は縮減をしたこと、定期的に保有のメリットがあることを検証し保有の適否を判断していると主張してきた。しかしながら、当社取締役から保有についての定量的な検証方法について具体的な説明はなく、検証過程は不明であり、実際に企業価値に寄与しているかどうか定かではない。また、政策保有株式企業の多くは、当社株主総会において当社に対し白紙委任状を提出してきた。今年5月の臨時株主総会でも、政策保有株式18社の内、12社が委任状を提出した。その政策保有株式企業の保有株式数は3,604,644株（議決権割合は14.6%）にもなる。このように、政策保有株式の実態は、企業価値の向上のためではなく、経営者を守るために保有されている「疑似自己株式」であり、その保有が企業価値及び株主価値のために保有されていないとの疑いがある。

以上より、下記質問に対して具体的な内容を伴う回答を求める。

質問事項

① 当社は海運市況がコロナウィルスの影響を受けていなかった経営統合後過去6期において多額の損失を計上しているため、このまま抜本的な改善策がなければ外航海運事業を黒字化することはできないし、企業価値の向上も期待できない。そのため、当社に対し外航海運事業の黒字化に向けた今後の具体的な計画（投資計画があればその計画も含む）の説明を求める。

尚、コロナウィルスの影響額を合理的に算出することができないとの理由で説明できないという回答も予想できるが、一方で、2020年3月期の決算短信では、「海運市場の底値が続くと判じられる場合には、一定以上の損失を発生させない係船計画を実行せねばならない」と記載があることからすれば、市場の底値が続くとの前提に立った場合における具体的な計画（投資計画があればその計画も含む）及びその場合の業績について説明を求める。

② 経営統合直後に140億円にもなる減損損失、外航海運事業の6期連続営業赤字及び中期経営計画未達の責任を取るため、過去の取締役報酬返還や、今後の取締役報酬の減額の考えがあるか回答を求める。返還又は減額の考えがある場合は、どのような方針であるか説明を求め、考えがない場合はその理由を具体的に説明することを求める。

③ 常勤取締役2名の個別報酬を、統合直後の2015年3月期から直近の2020年3月期までそれぞれいくらであったか固定報酬、業績連動報酬に分けた上で個別に開示することを求める。

④ 2019年に開催された政策保有株式企業の株主総会における当社の議決権の行使結果を開示することを求める。委任状を提出した場合はその政策保有株式企業を開示すること。

⑤ 2020年3月期に投資有価証券の減損損失を発表したが、その減損した投資有価証券の企業名を開示することを求める。また、減損した企業は売却予定であるか否かについての説明を

求める。売却する予定がない場合、その保有の必要性や保有に伴う便益が資本コストに総合的に見合っていること、及び価格変動等のリスクを考慮してもなおメリットがあることを具体的に分かりやすく説明することを求める。

⑥ 有価証券報告書の政策保有株式の保有目的は、全て「取引・協力関係の維持・強化」と記載されているが、全ての政策保有株式会社企業と業務上の取引関係があるのか回答を求める。なお、業務上の取引関係がない企業がある場合、その保有の必要性や保有に伴う便益が資本コストに総合的に見合っていること、及び価格変動等のリスクを考慮してもなおメリットがあることを具体的に分かりやすく説明することを求める。

以上

2020年6月12日

乾汽船株式会社 監査役各位

アルファレオホールディングス合同会社



第100回定時株主総会への事前質問状

2020年6月19日（金）に開催される、乾汽船株式会社（以下、「当社」）第100回定時株主総会（以下、「本株主総会」）に先立ち、当社監査役に対して会社法第314条に基づく事前質問状を提出致します。この質問は、取締役選任の議案に関連しますので、株主総会の目的事項に関係します。また、説明（回答）をすることにより、株主の共同の利益が促進されることはあっても害されることはありませんし、当社その他の者の権利が侵害されることもありません。監査役が説明（回答）をしないことに正当な理由はないと考えますので、具体的な内容を伴う回答を求めます。また、公平な情報開示の観点から株主総会にご出席されない株主の皆様も平等に確認できるよう、2020年6月17日（水）の午後5時までに当社ウェブサイト上にて回答を公開することを求めます。

記

2019年6月21日開催の当社株主総会決議で導入された買収防衛策（又は「本プラン」）は当社定款に基づくものであり、かつ導入時の2019年6月21日開催の第99回乾汽船株式会社定時株主総会招集ご通知（参考書類を含み、以下「第99回定時株主総会招集通知」）および2019年3月期有価証券報告書にも「株主総会で変更・廃止可能」と記載されており、本プランは「株主総会決議で廃止可能」という内容のものである。また、廃止を決定する株主総会について、株主が招集請求した株主総会を除くという定めはない。当社監査役は、株主提案である買収防衛策の廃止議案を2019年11月の臨時株主総会で取り上げないことを、「法令、当社定款、類似事案における裁判例や法律専門家等の意見等を確認・検証した」ということであるが、どのように検証したのかについて、下記の質問をさせて頂く。これらに対して具体的な内容を伴う回答を求めるものである。

質問事項1

買収防衛策の廃止議案を2019年11月の臨時株主総会で取り上げないことに異議がないことを述べた際に、買収防衛策導入時の第99回定時株主総会招集通知および2019年3月期有価証券報告書に「株主総会で変更・廃止可能」と記載されていた事実を認識していたか。

質問事項 2

質問事項 1 で認識していたという場合、どのような理由により異議がないという結論となったのか。

質問事項 3

買収防衛策の廃止の議案を 2019 年 11 月の臨時株主総会に勧告的決議に係る議案として付議すべきことを取締役会に提案したか。しなかった場合、その理由。

以上